

～交通事故・犯罪被害でお困りの方はご相談ください～

■ 岐阜県県民生活相談センター ■

- 所在地：岐阜市藪田南 5-14-53
(ふれあい福寿会館 (県民ふれあい会館) 1 棟 5 階)
 - 電話番号：058-277-1001
 - 相談日：月曜～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
 - 相談時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
- ※ 県民生活相談センターでは、交通事故に関する損害賠償額の算定、示談の仕方、自賠責保険の請求方法などの法的な問題について、専門の相談員がアドバイスに応じるほか、交通事故被害者や犯罪被害者が直面する諸問題を援助するために適切な機関・団体をご紹介します。



犯罪の被害による心の悩み等はこちらへご相談ください

警察本部 犯罪被害者相談室 … TEL 0120-870-783 (フリーダイヤル)
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター … TEL 0120-968-783 (フリーダイヤル)

● 秘密は厳守
● 相談無料



交通事故巡回相談 (10時～15時・完全予約制)

場 所	相 談 日	所 在 地
可茂総合庁舎	毎月第2金曜日	美濃加茂市古井町下古井2610-1
多治見市役所	毎月第1・第3木曜日	多治見市日ノ出町2-15
飛騨総合庁舎	毎月第4水曜日	高山市上岡本町7-468

※ 交通事故巡回相談は完全予約制です (予約が入らない場合は開催しません)。相談を希望される方は、上記相談日の前日までに県民生活相談センターに電話でお申し込みください。

～交通遺児激励金へのご寄附のお願い～

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金をお渡ししています。趣旨に賛同いただき、ご協力をしてくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室 (TEL 058-272-8205) まで、ご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成25年度7月末、順不同)

(株)ギフ加藤製作所様 第12回厚八中学校卒業生同窓会様 中濃消防組合交通安全青年部会様 Dream Power実行委員会様
神岡鉱業(株)猛打会様 (株)アスピカ様 ぎふ長良川走ろう会様 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会様

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体

官公庁等	青少年・地域・福祉団体等	その他の関係団体	交通安全関係団体
岐阜県 岐阜県警察 岐阜県教育委員会 各市町村 各市町村教育委員会 岐阜地方検察庁 中部運輸局岐阜運輸支局 岐阜地方気象台 岐阜労働局 中部地方整備局各事務所 岐阜地方法務局 岐阜地方裁判所 岐阜家庭裁判所 岐阜県市長会 岐阜県町村会 岐阜県市議会 岐阜県町村議会議長会	岐阜県自治連絡協議会 岐阜県保護司会連合会 岐阜県少年団体連絡協議会 (公社)岐阜県青少年育成県民会議 (特非)岐阜県青年のつどい協議会 岐阜県交通安全協議会 岐阜県社会福祉協議会 (財)岐阜県地域女性団体協議会 (一財)岐阜県老人クラブ連合会 (一社)岐阜県聴覚障害者協会 (一財)岐阜県身体障害者福祉協会 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会 交通・運輸関係団体等 東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部 中日本高速道路(株) 郵便事業(株)東海支社 郵便局(株)東海支社 (一社)岐阜県指定自動車教習所協会 中部鉄道協会 (一社)岐阜県自動車会議所 (公社)岐阜県バス協会 岐阜県タクシー協会 (一社)岐阜県トラック協会 岐阜県木材等輸送交通安全対策協議会 (一社)岐阜県自家用自動車協会 (一社)岐阜県自動車整備振興会 岐阜県自動車販売店協会 岐阜県自動車整備同組合 岐阜県軽自動車協会	岐阜県中古自動車販売協会 岐阜県レンタカー協会 岐阜県自動車車体整備協同組合 岐阜県自動車電装品整備商工組合 軽自動車検査協会岐阜事務所 岐阜県二輪車安全普及協会 損害保険料率算出機構岐阜自動車損害調査事務所 自動車事故対策機構岐阜支所 自動車安全運転センター岐阜事務所 岐阜県自動車共済協同組合 岐阜県サイクリング協会 岐阜県農業機械商業協同組合 (公財)日本道路交通情報センター岐阜センター (一社)日本自動車連盟岐阜支部 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会 その他の関係団体 岐阜県美容業生活衛生同業組合 岐阜県理容生活衛生同業組合 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県焼肉店業生活衛生同業組合 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合 岐阜県能商生活衛生同業組合 岐阜県調理生活衛生同業組合 各ライオンズクラブ 各ロータリークラブ	(一社)岐阜銀行協会 岐阜県信用金庫協会 東海信用組合協会 岐阜県弁護士会 (一社)岐阜県医師会 岐阜県歯科医師会 岐阜県農業者協議会 岐阜県農業協同組合中央会 (一社)ぎふ総合健康センター (一社)岐阜県観光連盟 (一社)岐阜県経営者協会 (一財)岐阜県消防協会 (公財)岐阜県防犯協会 (一社)岐阜県警備協会 (一社)岐阜県危険物安全協会 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会 岐阜県商工会連合会 岐阜県建設業協会 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会 岐阜県小売販販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合 全岐阜県生活協同組合連合会 岐阜県民共済生活協同組合

平成25年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

実施期間 9月21日(土)～9月30日(月)



スローガン
地域ぐるみで守ろう
お年寄りと子ども

9月30日(月)は
交通事故死ゼロを目指す日です

国内では、昭和 43 年以降、毎日、交通事故死亡事故が発生しています。交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成 20 年 1 月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



目的 秋口は、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時から夜間にかけての重大な交通事故が多発する傾向にあります。本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 飲酒運転の根絶

事務局 岐阜県交通安全対策協議会
 岐阜県環境生活部環境生活政策課 地域安全室 地域・交通安全係 TEL:058-272-8205(直通)

運動の基本の推進事項

運動の基本	推進事項
子どもと高齢者の交通事故防止	(1) 通学路における幼児・児童の安全確保 ア 幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報の促進 イ 通園・通学時間帯における通園・通学路等での街頭指導活動等の徹底(車両運転者、幼児・児童) ウ 通園・通学路等に対する交通安全総点検の促進
	(2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と 幼児二人同乗用自転車乗車時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
	(3) 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の促進
	(4) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの理解向上と安全行動の促進
	(5) 広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
	(6) 高齢者の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
	(7) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識(高齢者マーク)の使用促進と、 他の年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
	(8) 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

運動重点の推進事項

(1) 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

推進区分	推進内容
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> 夕暮れ時や夜間に外出する際は、特に子どもや高齢者には、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ服装や靴や持ち物に夜光反射材用品等を着用するように促す 自転車も「車両」であることを認識し、自転車の交通ルールの遵守やマナー向上について家族で話し合い、子どもが自転車に乗るときはヘルメットを着用させる 自転車の危険運転を見かけたら、交通安全の「ひとこえ」をかけ合う
職場では	<ul style="list-style-type: none"> 自転車通勤者等に対して、自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上などを呼びかけ、安全利用の徹底を促すとともに、夕暮れ時から夜間にかけての重大な事故が多発していることを周知し、事故防止を図る
学校では	<ul style="list-style-type: none"> 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール、交通マナーの周知徹底を図るとともに、特に交通事故に直結する交差点での一時停止、信号無視違反の重大性を認識させるとともに、携帯電話使用、ヘッドホン使用、傘差し等の禁止規定を理解させる 自転車の安全確保のための点検・整備の励行と、夕暮れ時における前照灯の早め点灯を指導する 児童生徒に正しい交通ルールを身に付けさせるとともに、ドライバーとの「アイコンタクト」で安全を確認するよう指導する MSリーダーズを中心とした高校生による自主的な交通安全啓発活動を各地域、各団体等と共に推進する
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、夕暮れ時の早めのライト点灯や前車・対向車がない場合のライト上向き走行を励行するとともに、安全な速度で通行するなど、ゆとりある運転を心がける 子どもや高齢者(歩行者・自転車利用者)に対する減速・徐行等による思いやりのある運転をする

(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進区分	推進内容
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を出掛ける際は、シートベルト・チャイルドシートの着用の声掛けを行う
運転者同乗者は	<ul style="list-style-type: none"> 運転者自らがシートベルトを着用することはもちろん、後部座席も含めて全同乗者にシートベルト、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用する
地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> 車外放出などシートベルト非着用時の危険性を各種会合で話し、全ての座席のシートベルト着用を指導する

(3) 飲酒運転の根絶

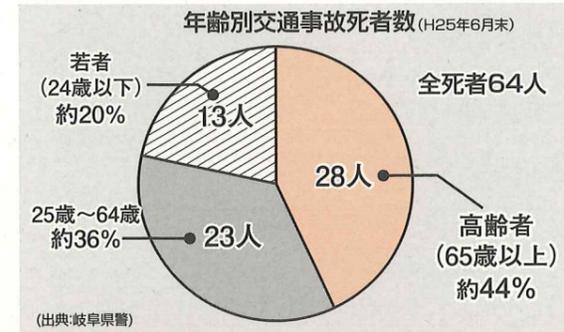
推進区分	推進内容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> 「これくらいなら」「少しの距離だから」という安易な気持ちを捨て、飲酒運転をしない 飲酒を伴う会合には車で出かけないようにし、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等の利用や家族に送迎を依頼する 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量、飲酒時間に配慮する
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合う 飲酒が予想される会合等に車で出かけないように声をかける 車で出かける際に二日酔いでないか確認する 各種会合、行事等の機会に飲酒運転の根絶を呼びかける等、「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」に努める 酒類提供者等と協力して車を運転して帰る人には絶対に酒類を提供しない 酒席の会合等を開催する際は、出席者に対しては車で来ないようあらかじめ通知する
職場では	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼、研修会などの機会を活用し、事業主、安全運転管理者などが中心となって、飲酒運転防止の指導を徹底する 飲酒を伴う会合等では、帰宅方法を確認するなどして車を運転しないよう徹底する 自動車運送事業者の営業所等においては、アルコール検知器を備え適正な検査をする

各重点資料

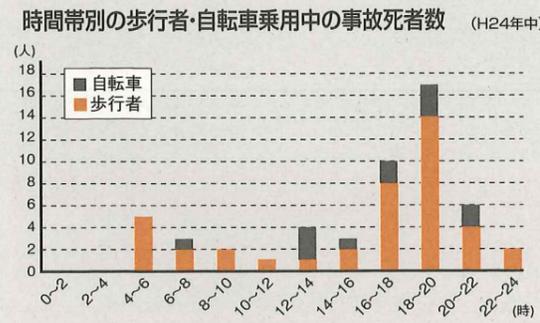
重点 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗用中の交通事故防止

○高齢者の交通事故防止

平成25年6月末における交通事故死者数は64人。うち65歳以上の高齢者の被害は28人で全死者の4割超となり、依然として高率で推移しています。また、道路横断中の事故が9人で、薄暮時から夜間にかけての事故が多発しています。



自転車・歩行者での外出には、
明るい服装・夜光反射材用品
を着用しましょう。



【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

早めのライト点灯を!

点灯時間の目安(日没約30分前)

9月..... 17:00

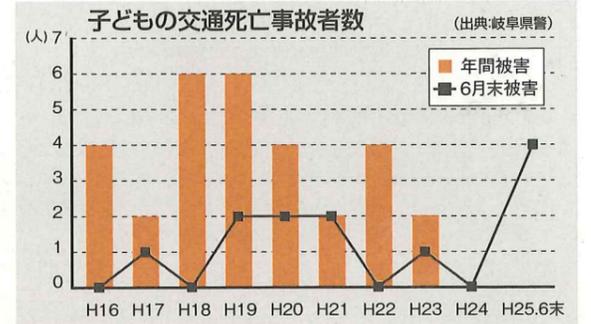
10月..... 16:30

11月・12月..... 16:00



○子どもの交通事故防止

平成25年6月末における中学生以下の交通事故死者数は4人で、過去10年間で最も多くなっています。



重点 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成25年6月末現在、全死者数64人中、自動車乗車中の死者は32人(非着用者19人)で、そのうちシートベルトを着用していれば死亡に至らなかったと思われる人は13人みえました。(軽減可能率:約68%)

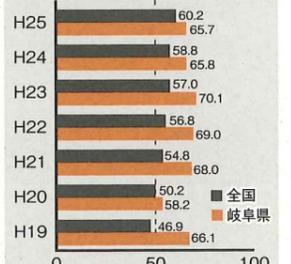
岐阜県のシートベルト着用率

(H24中一般道)

座席	着用率	全国平均
運転者	97.5%	97.7%
助手席	91.7%	93.2%
後部座席	43.9%	33.2%

【警察庁-JAF調査】

チャイルドシート使用状況



重点 飲酒運転の根絶

飲酒関係事故

(H25.6末現在)

死亡事故	1件(前年比-4件)
人身事故	29件(前年比-17件)

件数は減少していますが、未だ根絶には至っておりません。飲酒運転は悪質な犯罪ということを十分認識し、地域ぐるみで根絶を目指しましょう。

掲示板

H25年 主な道路交通法の改正点(要約)
【H25.6.14公布 同日から2年以内に順次施行】

病状の申告	現行	改正後
虚偽申告	罰則なし	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
医師による届け出	任意で可能	任意で可能 守秘義務の対象外となることを明確化
無免許運転	現行	改正後
運転者	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
車両提供	道交法上禁止規定なし(刑法のほう助罪を適用)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
同乗	=6月以下の懲役または15万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
悪質自転車	現行	改正後
危険な違反	指導・取締り	指導・取締り 反復違反者に講習義務 拒否は5万円以下の罰金
整備不良車両(ブレーキ無し等)	検挙し、改善や運転中止を指導	検挙し、改善や運転中止を命令 拒否は5万円以下の罰金